

月爾威母久我王朕子天皇乃詔久豆羅朕御身勞坐故暇間得而御病欲治此乃天豆日嗣之位者大命爾  
 坐世大坐々而治可賜止讓賜命乎受被賜坐而答曰久豆羅朕者不堪止辭白而受不坐在間爾遍多久  
 日重而讓賜倍勞美威美今年六月十五日爾詔命者受賜止白奈賀此重位爾繼坐事乎奈天地心乎  
 勞美重美畏坐止左久詔命衆聞宣故是以親王始而王臣百官人等乃淨明心以而彌務爾彌結爾阿奈  
 奈比奉輔佐奉事依而志此食國天下之政事者平長將在母止奈所念坐又天地之共長遠不改常  
 典止立賜爾食國法母傾事無久動事無久渡將去母止奈所念行止左久詔命衆聞宣遠皇祖御世乎始而  
 天皇御世御世天豆日嗣止高御座爾坐而此食國天下乎撫賜比慈賜事者辭立不在人祖乃意能賀  
 弱兒乎養治事乃如久治賜比慈賜來業母止奈隨神所念行須是以先豆先豆天下公民之上乎慈賜久  
 大赦天下自慶雲四年七月十七日味爽以前大辟罪以下罪無輕重已發覺未發覺咸赦除之其八虐  
 之內已殺訖及強盜竊盜常赦不免者並不在赦例前後流人非反逆緣座及移鄉者並宜放還亡命山  
 澤挾藏軍器百日不首復罪如初給侍高年百歲以上賜糶二斛九十以上一斛五十斗八十以上一斛八  
 位以上級別加布一端五位以上不在此例僧尼准八位以上各施糶布賑恤鰥寡獨不能自存者入  
 別賜糶一斛京師畿內及大宰所部諸國今年調天下諸國今年田租復賜止久詔天皇大命乎衆聞宣  
 〔歷朝詔詞解〕天智天皇のはじめよりの御しわざをつら／＼考へ奉るに略此不改常典と  
 いふもよろづの事改新をたけきことにする漢國ぶりの御しわざにして神代より有來しざ  
 まをば停廢て悉く漢國の制にならひて新に定め給へる也略○中さて此不改常典といふこと  
 をかく重く嚴に詔たまふことははじめ此御制を立給へりし時よりの事にぞ有べきざるは  
 神代より有來し御制をいたく變改給ふ御しわざなれば王臣百官人天下の公民までもたや  
 すく信服ざらむこと又後に舊さに復すこともやとよろづにあやぶみおぼしめせるからな  
 るべしかくて其例となりて次々の御世／＼までも必かく詔給ふこと／＼はなれるなるべし